平成２６年（フ）第１０２８号
堺市北区百舌鳥梅町３丁22番地３　アネックスグランなかもず301号
債務者　中尾　　舞
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第９１号
大阪府大阪狭山市西山台４丁目１番１―404号
債務者　田邊　正昭
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１６号
大阪府羽曳野市伊賀４丁目９番16号
債務者　岡　功一郎
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１１８号
大阪府富田林市錦織東２丁目13番７―207号
債務者　仲谷　　進
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２６９号
岡山県倉敷市酒津2474番地７
債務者　片山　寛之（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１０号
岡山県勝田郡勝央町植月北1813番地４　草笛団地112号
債務者　田村　道子
1　決定年月日時　平成27年３月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第１１号
香川県丸亀市郡家町3415番地４
債務者　世良　淳子（旧姓河野）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２７年（フ）第２５号
高知市長浜4961番地１
債務者　福山まゆみ
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第２７号
高知市十津４丁目15番９号　ファインヒルズ十津201号
債務者　松村賀代子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３０号
高知市青柳町47番地20
債務者　山中　雅惠
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１８号
福岡県みやま市高田町舞鶴1092番地、前住所福岡県筑後市大字馬間田145番地２
債務者　西山　里美
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２４号
福岡県大牟田市浪花町47番地
債務者　坂西　一子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第２６号
福岡県大牟田市藤田町304番地
債務者　平嶋由美子
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月７日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２７年（フ）第１６号
愛知県豊橋市多米西町１丁目10番地の１２―307
債務者　遠藤　理香
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２５号
愛知県豊橋市西浜町13番地17　503
債務者　黒川　廣美（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２７年（フ）第２９号
愛知県豊橋市神野新田町字タノ割73番地の１101
債務者　丹野　隆俊
1　決定年月日時　平成27年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月27日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月27日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部